

議事3

埼玉県医療審議会規程の改正について

埼玉県医療審議会規程の改正について

1 趣旨

- (1) 法人部会の審議事項について、医療法人の認可に関する事項のほか、医療法人等に関係する個別案件（社会医療法人の認定、既存病床数の増加を伴わない届出有床診療所の承認等）を法人部会で効率的に審議するための所要の改正を行う。
- (2) 審議事項について、特別の利害関係のある委員は議事に参加できないことを明文化する。

2 改正内容

改正案	現行
<p>埼玉県医療審議会規程</p> <p>第1条・第2条（略） （部会の設置）</p> <p>第3条 審議会に、医療法人の認可等に関する事項を調査審議するため、医療法人部会を置く。 2・3（略）</p> <p>第4条・第5条（略） <u>（利害関係を有する委員）</u></p> <p>第6条 審議会及び部会（以下「審議会等」という。）の議事について<u>特別の利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。</u> （関係者の出席）</p> <p>第7条 審議会等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。 （会議の公開等）</p> <p>第8条 審議会等の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数により議決したときは、公開しないことができる。 （庶務）</p> <p>第9条 審議会等の庶務は、保健医療部医療整備課において処理する。 （委任）</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、<u>審議会等の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長又は部会長が審議会等に諮って定める。</u></p>	<p>埼玉県医療審議会規程</p> <p>第1条・第2条（略） （部会の設置）</p> <p>第3条 審議会に、医療法人の認可に関する事項を調査審議するため、医療法人部会を置く。 2・3（略）</p> <p>第4条・第5条（略） （新設）</p> <p>（関係者の出席）</p> <p>第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。 （会議の公開等）</p> <p>第7条 審議会並びに部会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数により議決したときは、公開しないことができる。 （庶務）</p> <p>第8条 審議会の庶務は、保健医療部医療整備課において処理する。 （委任）</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、<u>審議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>会長が審議会</u>に諮って定める。</p>

3 施行日

令和元年9月12日